沖縄の米軍初期占領期の宗教政策とキリスト者(1)

平　良　　直

はじめに

事物のゆがみやひずみ、ずれなどは、端や縁、エッジをみることによって明瞭になる。このことは、社会の制度などにおいても同じで、社会の周縁的な場所でこそ制度や法などのひずみや問題点が顕在化する。沖縄の基地問題などもその一例だろう。縁や端を視野に入れることで、事物であれ制度であれ、その全体の形や特徴をつかむことができる。

本稿は表題にある通り、沖縄における米国軍の初期占領期の宗教政策がどのようなかたちで行われたかを、キリスト者の事例を通して理解しようとするものであるが、日本の被占領期における米国の宗教政策も、沖縄ではどのようになされたのかを検証しなおすことで明らかになるところが少なくないだろうと考える。本稿で考察しようとすることは以下のようなことである。

①米国の沖縄占領初期の統治政策のなかで占領軍と沖縄キリスト者とどのような関係にあったのかを明らかにする。そして②軍政府主導のもと、初期の沖縄の戦後復興に中心的な役割をはたした人々（諮詢会）のなかにキリスト者が含まれていたことに着目し、彼らが沖縄の戦後復興の行政に関わりながら宗教上の信念がどのように反映されたかを見る。さらに③沖縄の占領は日本本土の占領政策と切り離されていたが宗教に関する施策とどのような関係があったかということを検討する。

筆者は復帰前の沖縄で生まれ、復帰前後小学校低学年期であった世代である。通っていた小学校の近くに小さなキリスト教の教会があり、日曜日にいろいろな催しが行われていた。クリスマスのころにはそこに出入りしている同級生などが垢抜けて見え、羨ましく思っていたことを記憶している。その小さな教会はなぜか復帰後、建物はさびれて、やがて教会の機能を失ってしまっていた。1972 年の復帰後、使っていたドル紙幣は円となり、75 年には復帰記念行事として沖縄海洋博覧会が開催され、その後怒涛の勢いで戦後復興が行われ、「本土並み」のスローガンのもと新しい沖縄建設が行われてい

くことになる。この戦後復興と朽ちて消失していった教会とが無関係ではなく、米軍初期占領期の名残であったことに気づくのは本稿表題のテーマで調べだしてからである。

ここで、米国の沖縄統治の変遷の概略を確認しておこう。米国軍は沖縄戦が始まって間もなく、1945 年 4 月 5 日読谷村比謝に軍政府を設立する。6 月 23 日沖縄戦が終結し、8 月 15 日終戦間もなく沖縄では、8 月 20 日に後の沖縄自治の母体となる沖縄諮詢会が設立される。翌 1946 年 4 月 22 日には沖縄民政府が設立され、志喜屋孝信が知事に任命され、諮詢会の役割を引継ぐことになる。その後、1950 年 12 月 15 日、米極東軍総司令官が在琉球米軍司令官に発した「琉球列島米国民政府指令」に基づき、琉球列島米国軍政府を廃止して琉球列島米国民政府（USCAR）を設立する。1952 年 4 月 1 日、琉球民政府が設立されるが、統治機構上は米国軍、USCAR の管轄下の政府であった。USCAR の管轄下での琉球民政府時代は 1972 年 5 月 15 日 沖縄返還によって幕を閉じ、沖縄県として日本に復帰することになる。この初期占領期時代に従軍牧師たちと連携しながら、キリスト教の布教こそが新しい沖縄建設を可能にするのだと主張し活躍したキリスト者たちがいた。そのなかで、沖縄各地の多くの村落に伝道のための教会が設けられた。筆者の記憶にあるあの教会もそのひとつだったのだと考えられる。

沖縄の占領と宗教に関する研究ではこれまで小林紀由や一色哲による沖縄キリスト教史研究が蓄積されてきている[(2)]。特に一色による研究では、あらたな資料の発掘などを行い、沖縄キリスト教史を全体的に理解しようと蓄積が重ねられてきており、氏の研究によって、占領軍とキリスト者との関係がかなり明らかになってきている。また、近年では中野毅、大澤広嗣の沖縄の占領下における宗教制度研究がある[(3)]。未開拓であったこの領域での研究蓄積は貴重であり、初期軍政府や USCAR の宣撫政策や宗教の領域に関する研究はさらに様々な角度から研究される必要があると考えている。上記の問題関心について細かい資料分析を進めているところであり、不十分ながら、現在明らかになっている部分を報告したい。

1．沖縄占領の背景としての日本占領と宗教政策

GHQ は、占領政策によって「国家神道」を解体し、「天皇の人間化」と「政教分離」によって、日本の民主化をもたらしたとされている。そして、多くの日本人は占領当時においても、ダグラス・マッカーサーを日本の民主化の立役者とみなし、解放の中心者とみなしていた。一方で、マッカーサーは、

日本を根本から改革するという強い意志をもち占領統治にあたっていたことも知られている。様々な記録からも明らかなようにその「強い意志」には、日本のキリスト教化によって「改革」は達成されるという信念が含まれていた。GHQ の宗教政策に関する研究として知られる W. ウッダードの報告によると、マッカーサーは「キリスト教をあからさまに支援」していたとし、「今、日本は精神的真空状態にあります。日本は皆さんによってキリスト教で満たされないと、共産主義によって満たされてしまうでしょう。私のところへ宣教師を一千人ほど送ってください」といったマッカーサーのプロテスタント指導者たちへの言葉を記している(4)。

このようなマッカーサーの初期の考えはその後、非キリスト教宗教者からの反発などを知ることによって変化し、1949 年ごろからはキリスト教至上的な発言は控えられるようになっていく。そしてマッカーサーの日本のキリスト教化への思いは、1951 年の彼の解任によってその施策の道を断たれることになる。もっとも、1947 年の新憲法の施行による信教の自由と、政教分離原則、またそれ以前の 1945 年 12 月の「神道指令」によって宗教への国家的強制、施策的強制が禁じられていたため、マッカーサーの思惑ではどうすることもできない制度的な困難があったことも確かである。しかし、GHQ の占領改革における日本社会のいわば米国化ともいえる改革への志向性は、教育のなかで何とか宗教的な要素を、なかんずく西洋的な価値意識をつちかう宗教教育を行うことができないかという模索をもたらした。

岡崎匡史によれば、GHQ は教育のなかに宗教的な要素（キリスト教的な価値観）を取り入れた教育を行っていくことができないかを模索していたとされる。教育課は、宗教教育は監督しながら慎重に行えば、「国家神道」を復活させることはないと考えていたが、「神道指令」の中心的起草者であった CIE 宗教課ウィリアム・K・バンスは、GHQ 側に対しても、日本の宗教者に対しても厳格に対処する方針をとっていた。どの宗教も優遇しないという方針である。宗教に対する占領政策はマッカーサーの立場と明らかに対極にある立場にバンスはあった。岡崎は、占領側にあるものが布教することについてのバンスの見解を次のように記している。

> バンスは、従軍牧師が本来の職務をほとんどせずに、キリスト教布教活動に明け暮れているので、彼らを集めて、「あなた方が軍人たちのことを忘れて、日本人に対する伝道ばかりをするのは間違いだ」と、きつく注意したほどだった。バンスは従軍牧師たちに、占領軍の目的は日本

に「信教の自由」をもたらすことであり、決して日本人に「特定の宗教を教え込むことではない」と説明した[5]。

岡崎によれば、バンスのこのような態度に見られる、厳格な「信教の自由」「政教分離」原則の適用が、占領軍が日本をキリスト教化することを防いだとしている。筆者の研究主題の着想のもとにある沖縄を含めた米国の日本の占領と宗教政策に関する背景である。このような占領軍の宗教政策をめぐるキリスト教化への志向性は沖縄においてどのように展開し、信教の自由と背反するなかで占領政策はどのように展開したのかを明らかにすることが本研究の目指すところである。

2．占領下のキリスト者が果たした役割と宣撫政策との親和性

沖縄では、終戦直後（1945 年 8 月末）、占領軍は後の沖縄民政府、琉球政府の母体となる沖縄諮詢会が組織され、占領軍の監督下、新しい沖縄建設を目指して様々な取り組みが構想された。その構成員は占領軍側が選出したメンバー 15 名であったが、その中には多くのキリスト教者が含まれていた。米軍政府は、占領前から沖縄社会のことを調査した『民事ハンドブック』が作成されており[6]、沖縄社会の文化・経済について調べあげていた。また住民の指導層の人士録なども調査されており、沖縄統治をするため、住民代表として選出された諮詢会メンバーも軍政府側がリストアップした人たちのなかから選出された[7]。諮詢会委員 15 名のうち、當山正堅、安谷屋正量、山城篤男らはクリスチャンであったことが知られている。一色哲によれば、志喜屋孝信は残された個人文書や資料からキリスト者であったとし、松岡政保もまた深くキリスト教に関係があったとしている[8]。

諮詢会は軍政府側から、1. 軍政府の諮問に対する答申、2. 中央政治機構創設に関する計画の立案、3. 軍政府への陳情具申の三点について諮る組織として設置された。諮詢会のなかに総務部、法務部、商工部など 13 の部が設置され、選出された 15 名の諮詢会委員のうち志喜屋孝信が委員長、松岡政保が幹事となり、他の委員が各部部長として就任した。このような体制が後の沖縄民政府へと移行していく[9]。

諮詢会内に文化部が設置され、當山正堅が文化部部長に就任した。海軍軍政府の設置の公文書が残っており、沖縄民政府設立直前の 1946 年 4 月 17 日の指令（153 号）には従軍牧師が文化部に関わることが組織図を示して記されている。そこには「軍政府の従軍牧師の助言をもって宗教諸団体の監督を

行い、また、他の部が特に関与しないような文化事項について主管すべし」と従軍牧師と連携をとって宗教施策を行うように指示がなされている。

軍政府の指令の下、民政府の文化部長に就いた當山正堅は、戦後の荒廃のなか「新沖縄建設」の目標を掲げ、社会教育領域から新しい沖縄社会を創造しようとした。

この指令書において注目すべきは、先ず、文化部長が軍政府から任命された後は事務局員の任命者となることなど大きな権限が付与されていることである。當山正堅はこの権限を最大限活用し、自らの信念に依り沖縄の文化的復興を行う事が可能になった。つぎに本文書が示す重要な点は、従軍牧師が沖縄文化部に指導監督するルートが示されており、連携して宗教施策事業が遂行されていたことを示しており、文化部における宗教の普及、とりわけ従軍牧師との連携も部の任務としていたことがわかる重要な文書である。

後に琉球政府文教局が 1956 年に発行した文書を復刻した『琉球史料』（第一集、政治編 1）の「各部の中央並に地方機構及び実情経過」における文化部の報告では、文化部の活動として「宗教方面実施の経過」として 1945 年 10 月 14 日に「石川学園に於て伝道大会（参会者六百余名）」とあり、日曜礼拝が 10 月 28 日より開始。バイブル研究会が 1945 年 11 月 8 日より石川氏において毎木曜日の夕刻行われている。その他の地域も「各地区之に準ず」と記されており、文化部の宗教布教の活動が活発に行われていたことがわかる。その他「日曜学校」、「教会の建設」も従軍牧師との連携で行われていた。1946 年 5 月 26 日「現在迄に建設したる教会左の通り」として「石川、羽地伊佐川、糸満、惣慶、宜野座、漢那、福山、名護、恩納、首里、野嵩、胡座、美浦、計十三」とある。その他讃美歌集を千部印刷し、「各教会各地区教化団体へ配布」とある[(10)]。

諮詢会に設置された各部は 1946 年 4 月に軍政府下に設置される沖縄民政府の部に移行していく。軍政府管轄下とはいえ、行政組織として機能していくことからすれば各部は政府省庁にあたるものであり、部長は大臣に相当するものとみることもできなくはない。各部部長はそのような権限を有し、軍政府が認めない活動はできないが、各部は知事を通じて陳情を提出し戦後復興、新しい沖縄建設を目指したのである。別の観点からすれば、文化部の宗教の布教活動を容認していたのは、占領政策と合致するところがあったからだと考えられる。諮詢会の人選は軍政府によっておこなわれ、部長の任命は軍政府によって行われていたことからすれば、統治政策における期待される活動に呼応した反応であったとみることができる。

當山正堅は文化部長に任命されて、自らの宗教的信条と、壊滅的な沖縄の現状をなんとか理想的な楽土にすることに使命を感じて奔走した。當山は、自身の郷土復興のヴィジョンの実現のためには宗教に依るしかないと考えていた。諮詢会メンバーに共有されていた「新沖縄建設」を行うという使命は、當山のなかではキリスト教の伝道普及として把握されていたのである。文化部の目標と理念には當山のそのような信条が現れて余りある。

1947 年に作成頒布された文化部の「指導」原理には、沖縄社会に新しい宗教を根付かせようとする特徴がある。文化部は後に、文教局のなかに吸収されるが沖縄民政府が琉球民政府へと移行してからも、占領下の沖縄社会の親米化を促進しようとする USCAR の宣撫活動と親和性があったことがわかる。『琉球史料　第十集文教局』史料には、「文化部の目標」が「新沖縄建設の目標、世界的新沖縄建設ニ対スル信念ヲ培ヒ生活ノ更新ト趣味ノ向上ヲ促シ文化人トシテノ品格ト教養ヲ高ムルコト」と記され、その目標を達成するために、「真理性ニヨル宗教ヲ奨励シ敬天愛人ノ念ヲ養フコト」が必要であり、「宗教生活ノ指導奨励ト迷信ノ打破」が必要であると記されている。

さらに、公文書にもかかわらず、「兄弟よ汝らの召されたるは、自由を与えられん為なり。ただその自由を肉に従ふ機会となさず、反つて愛をもって互に事えよ。それ律法の全体は「己の如く汝の隣を愛すべし」との一言にて全ふせらるるなり。心せよ若し互に咬み食わば相共に亡されん。（ガラテヤ五ノ一三）」との聖書の言葉が記されている[(11)]。

また、同史料集「二、社会教育指導要項に就て」には、「宗教心の啓培 … 迷信の打破」の項目に、次のように記されている。

> 我が沖縄に於いて過去幾星霜にわたつて存在していた宗教は自然宗教の域を出なかつた。火の神、屋敷の神等々偶像崇拝であつた。（中略）之等の自然宗教を直ちに破壊するの暴挙はあえて望む所でない。その清浄なる場を通して神と仏の道を培つて行き度いのである。それには自己の良心に神の心を求めて自己の完成を期すべきである。従つて科学的、哲学的根拠をもつ真理性に富む新しい宗教を把握して文化人としての生命を進展せしむべきではないか、かくすることによつて自然宗教から生れる非科学性即ち迷信もその姿を消すであろう。

上に示した目標と理念は、文化部が 1947 年に作成し市町村に配布した印

刷物に『市町村文化事業要項』というのがあり、そこに於いても確認することができる[12]。

また、他の社会教育に関する 1947 年 11 月に発せられたものとされる史料、「沖縄民政府制定年中行事」に、「年中行事制定の基礎理念」という項があり、そこには郷土の民俗行事を年中行事とすることを再検討し、「新沖縄建設の文化目標に立ちて」として次のように記している[13]。

> 敗戦の結果、人心は自棄的となり、神仏に対する敬虔の念を失わんとし、為に信仰は冷却し同義の問題は目下沖縄として重大なる関心事でなければならぬ。
>
> この意味に於て、お盆、彼岸などの行事を有意義に行うとともにキリスト教の行事も取り入れて、正しく、清く、喜びに充ちた沖縄を作り上げねばならぬと思う。

このような「基礎理念」のもと、史料では、新しく考案された年中行事が一覧化されている。一覧表では、一月の「年始会」、「七草粥」など従来の年中行事のほかに、「復活祭」、「感謝祭」、「クリスマス」などが加えられている。「感謝祭」の実施方法には、「アメリカと密接な関係にある我々として、又文化の先進国アメリカを理解するという意味でも、アメリカの諸行事を知り敬意を表するようになりたい」としている。また、「クリスマス」の説明（実施方法）には「感謝祭や、復活祭と同様に我々はキリストの誕生を祝すると共に、欧米の宗教行事を理解するために、教会や家庭で行われるクリスマスに参加したい」と記されている。

「寺院・教会」の説明に、「信仰にもいろいろある。程度の低いものと高いものがある。お獄拝み、拝所等の低い原始的宗教を捨てて世界的な宗教、即ち仏教、キリスト教に依って己を磨き人類の為に役立つ自己になりたい」という部分から分かるように、沖縄文化部では、表立ってはキリスト教の普及のみを事業としていたのではなく、あくまで「宗教」文化の普及であった。古来の民俗宗教に対して「低い原始的宗教を捨てて」という記述にあるような理解は、古い伝統を劣ったものとする啓蒙的な意識が見られ、かつ沖縄の伝統を重視するという矛盾も見られる。

當山は、軍政府に文化部として「宗教協会」を設置すること陳情し、軍政府から認可されている。この宗教協会は文化部所管のもと行われていたため、事務局にはキリスト教側の事務員、仏教側の事務員には給与が支給されてい

たとされる。

後に触れるが、當山は精力的に軍政府に陳情をするなかでキリスト教の伝道にあたる宗教者への俸給支給を陳情している。「宗教協会」は 1946 年 12 月から一年ほど活動したが、キリスト教側が主導することが多く、活動は一年ほどでなくなったとされている。同時期に當山等キリスト者たちは、「沖縄キリスト教連盟」を発足し、伝道を行っていった(14)。

3.「新沖縄建設」と諮詢会委員―當山正堅の宗教的理念と沖縄復興

當山の勢力的な活動は軍政府から制止されることはなかったが、沖縄民政府内では異論もあったようである。1955 年に発刊された『地方自治七周年記念誌』には次のような記述がみられる(15)。

> 当山文化部長が熱心にキリスト教会及び牧師の世話をすることに対し政府内では寧ろ喜ばれなかった。当山部長は各地の教会敷地並に建築、牧師の給与問題まで熱心に世話をし、移動のトラックまで自ら配車係に依頼をし、牧師及び伝道師等の活動を円滑ならしめる様努力した。この様に文化部長の立場でキリスト教伝道に力を入れることは、行政官として誤解をうけることもあったが、当山部長は琉球の救いのために敢えてこれを率先して実行に移していった。

政府内でもキリスト教布教に肩入れしすぎではないかという声はあったようであるが、後に示す、陳情書などをみると、宗教的信条と、行政官に任ぜられて戦後復興を任された使命感との乖離は全く見られず、活動を行っていたことがわかる。

そのことを示すように當山正堅と交流のあった人々の回顧録などからは、人望の厚さや信仰に生き切るキリスト者としての人物像がうかがえる。いくつか當山についての回顧を紹介しておきたい(16)。

戦前、沖縄のキリスト教布教に関わった服部団次郎は當山について次のように記している(17)。

> 当山はこの時、すでに文化の源は宗教、特にキリスト教にあり、彼の使命とするところは、このような、絶望的状況の中から、人々に希望を与え、新しきヴィジョンを描いて、新しい沖縄を再建するためには、先ずキリストにありて神を信ずる信仰の力に依存しなければならないとい

うことを確信していた。

そこで彼は委員会の中でも公然と、文化部長としての彼の使命遂行のためには、キリスト教の伝統を第一とするということを宣言して、それを実行にうつした。

彼は自ら伝道の先頭に立って、各地を巡回し、また本土にある沖縄の伝道者を帰還せしめて、伝道の門戸を拡充し、外国宣教師や、従軍牧師の応援を求めて、教会堂の設立に力を注いだ。

當山について、キリスト者で當山を岳父としていた川平長申はつぎのように記している[18]。

当山正堅は諮詢委員会が発足するや文化部長に任命され住民の情操陶冶、芸術運動や宗教の復興に努力を払い、文化部内にキリスト教伝道に津嘉山澄子女史、仏教の伝道に護国寺住職名幸方章師を夫々文化部事務官として任命した。特に戦後の沖縄を救うには国際精神の陶冶が肝要と考えキリスト教の伝道、教会の復興には特に力を入れ外地から引き揚げてきた牧師たちの住まいや、移動等にも政府の車輛を配車しよく世話をした。又某牧師の俸給として自らのポケットマニーをはたいて提供していたこともあり、教会や牧師に対する援助は大きかった。それ故に文化部職員や家庭からは常に非難の的となったものである。当時牧師の生活は極めて不安定であったので彼は自分の俸給からも援助しなければならなかったのだと語ったことがある。彼は人のためには自分のあるったけの勢力と誠意を無条件に捧げる人であった。

その他の回顧録などからも、當山の文化部長としての精力的な活動とその苛烈な信条にもとづいた活動への反発もあったことが読み取れる。軍政府側は當山のこのような活動を容認していたが、法的根拠に照らしながら監督していたことがいくつかの文書から見えてくる。

1948年3月の當山等による沖縄キリスト連盟の陳情書がある。陳情書表題は「伝道者生活救済に就き陳情」とあり、文書は伝道者の経済的援助を申し出るものとなっている。このような軍政府に対する宗教者への俸給支出の陳情はたびたびおこなわれていたが、軍政府としては法的禁止事項として対応しないということが文書で回答されている。複数の陳情書を見たうえで軍政府回答の文書を見てみよう。

1948 年 3 月 16 日の陳情書では当時の知事、志喜屋孝信宛てに次のように陳情している。

> 今回の大戦に於ける吾が沖縄同胞の蒙った禍難は筆舌に尽せない惨状でありまして漸くアメリカ軍政府の温情によって救はれつつある次第でありますが（中略）茲に於てか小生共人類総協和への目標を樹立して沖縄同胞の精神復興に当らんと決心してキリスト連盟を結成致しましたものの衣食住に依る家庭生活苦に遭っては充分なる活動が出来ず日は暮れて途は猶遠い悩みを味はされて居る次第であります
>
> 仍って此陳情状御監察の上　当連盟教職員の生活救済に就いても適切の救済策を御考慮下さいまして活動せしめられますやう別紙関係教職員給料表相添へ陳情致します

次にあげる陳情書（1947 年 7 月 11 日）もまた沖縄キリスト連盟からの沖縄民政府知事、志喜屋孝信宛てのものである。新沖縄建設のためにキリスト教の布教が不可欠だとしていた當山等による学校教育におけるキリスト教教材の大量の採択の陳情が記されている。陳情者は當山他 4 名による。

> 宗教教材ノ採択ニ関スル件
>
> 戦前ニ於ける日本ノ教科書ヲ見ルニ神社神道ト仏教ニ関する教材ハ相当多量ニ採択セラレシモ　キリスト経ニ関スル教材ハ殆皆無ノ状況ニアリシハ甚ダ遺憾トスル所デアリマス依ッテ新教科書編綱に当リテハ新沖縄建設ノ目標ニ鑑ミテ永遠ノ平和ト人類愛ヲ強調スルニ力アルキリスト教ニ関スル教材ヲ多量ニ採択セシメラレンコトヲ御願申上マス

このような陳情は、従軍牧師たちの後ろ盾が背景にあったからこそできた。當山を中心とするキリスト者たちはチャプレンを通じて米軍政府と深く関係を持っていた。当時の証言をまとめた『27 度線の南から　沖縄キリスト者の証言』によれば、キリスト教連盟結成の背景には「チャプレンたちやその背後にあるアメリカの教会の働きかけがあったことも事実である」としている(19)。當山等がチャプレンを通じて米国教会とは親密であったことは様々な証言でも確認することができる。沖縄公文書館所蔵のフライマス文書中「religion」として分類された文書・資料群のなかに多くの米国キリスト教会関係の年次報告があり、沖縄の布教状況が記されている。このような文書群

からも當山を始めとした沖縄キリスト者、チャプレン、布教のお墨付きを与えた軍政府との密な関係を知ることができる。しかし、米軍政府側はすべての陳情を聞き入れていたわけではなかった。　以下の文書は1946年12月5日付の軍政府長官から、文化部長の陳情「沖縄ニ於ケル宗教協会設立ノ件」に対する回答の抜粋である。

1. 別紙第一号ニ示サレタル職員ヲ有スル宗教教会設立ノ件ハ下記ノ変更事項及ビ条件ノ下ニ認可ス

別紙第一項「宣伝」ナル語ヲ削除シ「精神的福利並ニ宗教的訓育」ナル語ヲ以テ之ニ代フベシ

2. 諸宗派ノ職員ニ対シテハ俸給ヲ支払フ事ハ米国陸軍従軍牧師ヲ除キ陸軍規制ニヨリ禁止サレヲリ且ツ個人ニ対シ宗教事業続行ノ為ニ公金ヲ支出スルハ米国法律ニヨリテハ謹志ヲ受ケヲルナリ

将来ハ勿論沖縄ヘ公認宗派ガ来島ヲ許サレ、其ノ時ニハ任命ヲ受ケタル宣教師ハコレラ公認サレタ教会並ニ恐ラクハ個人ヨリノ寄付ニ依リテモ金銭報償ヲ得ベシ

現状ニテハ沖縄宗教協会ノ職員ニ対スル直接ノ金銭的援助ハ貴下ノ希望通リニハ考慮シ得ズ

この内容から文化部所管の宗教心の育成にあたる活動で、宗教協会の設立を報告し、認可を得ていること。また、陳情として、宗教団体、キリスト教宣教師への俸給を願い出ていることがわかる。この陳情に対し、軍政府からの回答では法律によって禁止されていることが記されている。先に挙げた陳情書と年月日が異なることからもこのような陳情がたびたびなされていたことがわかる。

4．軍政府における法的制限と當山の「新沖縄建設」の障壁

沖縄の戦後の宗教法人法の変遷について明らかにした大澤広嗣の「アメリカ施政下の沖縄における宗教制度―琉球政府の施策と行政―」によれば、沖縄の戦後の信教の自由、政教分離の原則は琉球列島米国民政府の布令・布告によって明示されていた。次にしめす布令と布告はそれを示したものである[(20)]。

琉球政府の設立（一九五二年二月二九日米国民政府布告第十三号）〔抄〕
第六条　信教、言論、集会、請願及び出版の自由及び正当な法手続によ

らない不当な捜査、逮捕及び生命、自由又は財産の剥奪等に対する安全の保障を含む基本的自由は、公共の福祉に反しない限りこれを保障する。

琉球政府章典（一九五二年二月二九日米国民政府布令第六八号）〔抄〕
第二章　住民の地位、権利および義務
第六条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も琉球政府又は市町村その他の行政団体から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。
（二）何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
（三）琉球政府、市町村その他の行政団体は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

上記の布告・布令は、1952 年に発せられたものであるが、それ以前の沖縄軍政府の法的立場もこのような信教の自由は順守されるべきものとして認識されていたことが陳情書の軍政府の回答の中からもうかがい知ることができる。従軍牧師が沖縄キリスト者と協働しキリスト教の布教に関わることは容認されていたが、法令にかなわない場合は特定の宗教に特権的待遇を付与することは慎重に避けられていることがわかる[21]。

上掲の文化部の「指導」の基調や原理はその後の琉球政府（1952 年）における「琉球政府章典」（1952 年 2 月 29 日米国民政府令第六八号）で「信教の自由」、「政教分離」の原則が導入されることによって効力を失ったと考えることができる。しかし、當山がもっていた「指導」原理は後の USCAR にとっても都合のよいものであったはずで、宣撫活動に生かしたほうが好都合であった。同様の志向性をもつ USCAR は、あからさまな形で宗教に施策的に介入することはできないため、PR 誌を通じて親米化を促進し、柔らかな宣撫施策をとった。宣撫施策は、『守礼の光』や『今日の沖縄』などの出版物をとおして、親米的社会を創ろうとした。1948 年には民政府の機構改正によって文化部は文教部のなかに吸収され解消となったが、この指導原理や「新沖縄建設」への遺志は USCAR の管理下で継承されたと考えられる。

小林武の報告によると、軍政府は GHQ に対して、沖縄の自治政府には沖縄民政府の次の政府形態へと移行するために憲法制定会議の開設を 1948 年 8 月 6 日に要請していたとされる[22]。この要請は、沖縄の民政府は軍政府の代行機関にすぎないという不満が出ていることへの対応だったとしている。

軍政府は占領初期から初期の統治形態をとるに際しては民主主義などの近代的法理念には極めて敏感であったことがこのようなことからもわかる。

當山の描いていた「新沖縄建設」はこの布令、布告に抵触せざるを得なくなるため、占領軍政府の統治のなかではキリスト教伝道はあくまで信教の自由のなかで行われるべきものとして後景へと退くことになった。米国の統治はその後も続くことになる。軍政府から USCAR へと移行してのち、公的な領域でのキリスト教布教はなくなったとはいえ、従軍牧師や米国キリスト教会の支援などを通じて、伝道活動は続けられていくことになる。

當山はそれまでの活動の苦労の蓄積故か 1952 年に病に侵され亡くなることになった。當山が一線を退いて亡くなった後も、文教部の中ではそれまでの文化部の運動の志向性を維持しつつ、統治のなかで沖縄住民に対する親米化策がとられていくことになる。親米化は琉米親善センターや文化会館の設置などによって図られ、『守礼の光』などの頒布誌によって、キリスト教的、米国的な価値観の定着が図られていくことになる。

5．USCAR 統治以後の宣撫施策としての『守礼の光』

『守礼の光』は 1959 年から 1972 年 5 月まで（全 160 号）刊行され、米国施政下の沖縄で、琉球列島米国高等弁務官府が沖縄住民への PR 用に発行した。琉球朝日放送報道制作部、ジャーナリスト吉岡攻等の報告では、『守礼の光』が米国軍「第 7 心理作戦部隊」が大きく関与していたことを明らかにしている。副編集長であった第 7 心理作戦部隊将校は「雑誌の発刊は沖縄の住民に軍の良さを理解させ、駐留する必要性を知ってもらうため」だったと述べている[(23)]。プロパガンダ用の雑誌として、経済人向けの『今日の琉球』と同様の志向性を持つ冊子であった。沖縄公文書館において全巻が保管されており、閲覧することが可能である。全巻をとおしてみると記事内容の特徴と志向性があることがわかる。筆者なりにその特徴をまとめると、①民主主義、②反共産主義、③琉球・沖縄文化の尊重、④親米的社会の形成、⑤社会道徳の順守、⑥非日本としての琉球・沖縄、⑦宗教的信条に即した生活の推奨、などが編集方針の特徴である。記事の執筆・作成には沖縄人が行ったが、編集方針は米国軍側が決めており、これらの各号はすべて英文が存在することが筆者の調査で一次資料から確認済みである。USCAR の担当者が内容をチェックできる体制になっていた。

このようなプロパガンダは、必ずしも奏功したとは言えないように思われる。『守礼の光』などが発信する米国的価値や文化は、進歩的、文化的生活

といったある種のあこがれを醸成したことは確かであったが、1959 年創刊の本誌が発刊された当時は、その後の 60 年代の本土復帰運動や、革新政治運動が活発になりだしたころであり、もはや、米国的価値の押し付け、あるいは當山正堅がもっていた「新沖縄建設」のヴィジョン、すなわち沖縄のキリスト教化ということは、信教の自由、政教分離といった法的理念と背反するものとなってしまっており、占領初期の統治のためのキリスト教化と緩やかに接続されていたとしてもその効力はほぼなくなっていたとみることができる。

結語

沖縄軍政府時代の諮詢会設置から沖縄民政府の時期は文化部の設置の公文書に見られるようにキリスト者の宗教的信念に即した「新沖縄建設」と親和性があった。しかし、沖縄統治が徐々に落ち着くにしたがって、表立ってキリスト教の伝統を根付かせ、親米化するという統治路線は行われにくくなる。占領中期に、沖縄の共産主義化を防ぐために占領軍政府は「民主主義の理念と価値観」を根付かせる方向に傾くことになる。信教の自由や、政教分離の理念はそのような状況の中で一層占領軍側の気を遣うところとなっていったものとみることできるだろう。最終的には法的な、信教の自由、政教分離の原則によって公的な領域におけるキリスト教布教の後退ということがもたらされることになった。

沖縄の米国による占領は、抑圧者と被抑圧者という力の非対称なものが接触する場であった、その意味で當山が置かれた状況は、メアリー・ルイーズ・プラットのいう「接触領域」そのものであったということができる。被抑圧者は、単にその接触の過程で抑圧されるだけでは終わらない。そのなかで新しい意味を紡ぎだし、創造的なレスポンスを生み出していくのである。その意味において、沖縄の占領と宗教という問題を考えるとき、植民地化とキリスト教化が表裏一体として行われてきた問題として把握することは可能であろう。とはいえ、このことを告発的に述べることが目的ではない。本稿の考察にもそのような意図はない。むしろ、このような接触が生じる場所で、被抑圧者たちのなかからどのような創造的レスポンスがあったのかということにこそ本稿の関心はある。

當山正堅は、諮詢会での活躍以前から社会活動家として知られており、元来教育者として人望を集めた人であった。クリスチャンであるという理由のみで諮詢会メンバーに選出されたのではなかった。そのような當山にとって、

「新沖縄建設」に身を挺することは当然の献身であったと思われる。社会の指導者として、沖縄戦という地獄をみるなかで、公と私、世俗と信仰といった境は乗り越えられ、宗教、非宗教といったバウンダリーが意味をなさないと感じられていただろう。沖縄のキリスト教が本土のキリスト教と異なる土壌に立っていることがしばしば論じられるが、當山の晩年の活動の中に見られる、接触領域におけるそのような「境界の突破」がその土壌を特徴づけていると考えられる。

當山の創造的レスポンスが政教の分離原則や世俗や宗教の枠組みの境界を越え出るものだったとすれば、また沖縄の置かれた状況そのものが「境界の突破」をもたらす接触状況であったとすれば、占領期の反米の運動や、復帰運動もまたもうひとつの「新沖縄建設」としての創造的レスポンスであったとみることができる。このもうひとつの創造的レスポンスは民主主義や政教分離の制度的原則の力と協働しながら當山らの運動を後景へと押しやったが、接触領域のなかで制度的境界を越えていこうとする志向性を持っていた点で當山らのレスポンスと通底するところがある。さらにいえば、現今の基地問題などにみられるような法制度上抗いがたい状況の中におかれながら、力の非対称性に抗する形で新しい沖縄を創り出そうとするレスポンスのなかにもまたその志向性の連続を見出すことができるかもしれない。

注

(1) 本稿は科研「連合国のアジア戦後処理に関する宗教学的研究：海外アーカイブ調査による再検討」〔課題番号 25284012〕（研究代表者：中野毅）分担研究成果の一部である。

(2) 一色氏は、沖縄のキリスト者が当時の社会状況との相互作用、葛藤のなかでどのような宗教的意味に生きていたのか、また社会史的な意味を描き出す重要な研究を蓄積してきている。たとえば、一色哲「軍事占領下における地域形成とキリスト教―一九四〇年代後半の沖縄を事例に」（『日本の神学』49 号、2010 年）、同「志喜屋孝信のキリスト教―戦後復興と新沖縄建設運動の関連で」（『明治学院大学キリスト教研究所紀要』47 号、2015 年）、同「南島キリスト教史入門」『福音と世界』（新教出版社、2014 年 11 月号～ 2016 年 11 月号）等。小林による研究は、戦後のキリスト教史による内部的葛藤や日本本土のキリスト者の沖縄のキリスト者との関係を明らかにした論文等がある。

(3) 中野毅「沖縄返還に伴う宗教団体の法的地位の変遷と宗務行政」（『宗教法』第 33 号、宗教法学会、2014 年）。大澤広嗣「アメリカ施政下の沖縄における宗教制度―琉球政府の施策と行政―」（『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』32 号、2016 年）等。

(4) W. ウッダード、『天皇と神道』、サイマル出版社、1988 年、281 頁－ 282 頁。

(5) 岡崎匡史、『日本占領と宗教改革』、学術出版社、2012 年、303 頁。

(6) 占領を円滑に進めるための『民事ハンドブック』は、沖縄県立図書館資料編集室『Civil Affairs Handbook: Ryukyu（Loochoo） Islands:OPNV13-31』（『沖縄県史』資料編 1、原文編、

1995年)として復刻されている。

(7) 諮詢会委員の選出の状況については史料として残されている諮詢会議事録などを活字化した『沖縄県史研究叢書12　沖縄県県史料　沖縄諮詢会記録　影印本』(沖縄県教育委員会、2001年)において知ることができる。

(8) 一色哲「戦後沖縄における軍事占領とキリスト教の二つの潮流―戦前からの連続性と沖縄リスト教史の構造」『福音と世界』、新教出版社、2017年9月号。および、一色哲「志喜屋孝信とキリスト教―戦後復興と新沖縄建設運動との関連で―」、『明治学院大学キリスト教研究所紀要』47号、227頁-247頁、2015年、参照。

(9) 志喜屋孝信は沖縄民政府の初代知事になり、松岡もまた後に琉球政府行政主席を務めることになる。

(10) 『琉球史料　第一集、政治編　』(琉球政府文教局)(復刻)、那覇出版社、1988年、34頁。

(11) 『琉球史料　第十集文化編2』(琉球政府文教局1964年)(復刻)、1988年、4頁－5頁。

(12) 『琉球史料　第十集　文化編2』、琉球政府文教局、1988年、8頁-9頁。

(13) 『琉球史料　第三集　教育編』(琉球政府文教局)(復刻)、1988年、427頁-430頁参照。

(14) 沖縄キリスト教連盟の発足にあたっては沖縄キリスト教史関連の研究や回顧録においてしばしば触れられているのでここでは詳細な説明を省略する。経年的な沖縄キリスト教史に関しては、石川政秀『沖縄キリスト教史　排除と容認軌跡』、いのちのことば社、1994年などを参照されたい。また、一色哲の最近の研究によれば、キリスト教連盟の内部では當山等の活動に対してキリスト者同士は一枚岩ではなく、民政府に直接かかわりを持ち伝道を進める派(一色は「文化再建派」と位置付けている)と政治権力に依存しない派(「自立伝道派」)に分かれていたとしている。この当時の沖縄キリスト者内部の状況については、一色哲「戦後沖縄における軍事占領とキリスト教の二つの潮流―戦前からの連続性と沖縄キリスト教史の構造」、『福音と世界』、2017年9月号、12頁-18頁、参照。

(15) 『琉球史料　第9集　文化編1』(復刻)、1988年、那覇出版社、136頁。

(16) 當山正堅についてのまとまった記録は、当山正堅先生伝記編集会『當山正堅伝』、当山正堅先生頌徳碑建設委員会、1959年がある。

(17) 服部団次郎『沖縄キリスト教史話』、キリスト新聞社、1968年、135頁。

(18) 当山正堅先生伝記編集会『当山正堅伝』、当山正堅先生頌徳碑建設委員会、1959年、38頁。

(19) 日本基督教団沖縄教区編『27度線の南から　沖縄キリスト者の証言』、日本基督教団出版局、1971年、123頁-127頁参照。

(20) 大澤広嗣「アメリカ施政下の沖縄における宗教制度―琉球政府の施策と行政―」、『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』32号、武蔵野大学仏教文化研究所、2016年、90頁-91頁参照。本布告、布令は『沖縄県史　資料編14　琉球列島の軍政　一九四五―一九五〇年(和訳編)』、沖縄県教育委員会、267頁、270頁において確認することができる。

(21) たとえば、米国聖公会が布教伝道用のラジオ局開設を陳情し、開設許可と周波数の割り当て許可を得るように軍政府とやり取りしている書簡が残されている。それをみると最終的には法的根拠がないため優遇することをさけるために認可されていない。

(22) 小林武「占領期沖縄の統治機構の変遷―日本国憲法との接点を探りつつ―」、『愛知大学法学部法経論集』第202号、173頁-220頁、2014年、185頁を参照。

(23) 2007年5月11日、琉球朝日放送「Qリポート」ウェブページ参照。http://www.qab.co.jp/news/200705114667.html(2018年1月10日現在)

(たいら・すなお　倫理研究所・専門研究員)